

平成23年11月14日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
厚生労働大臣政務官 津田 弥太郎 様

全国肢体不自由児施設運営協議会
会長 君塚 葵

障害児支援の強化等について（要望）

日頃より当協議会の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
特に障害児の療育支援につきましては並々ならぬご配慮をいただき感謝いたしております。

さて、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」について、平成24年4月の施行後においても肢体不自由児施設の運営が成り立ちますよう、以下の要望について特段のご配慮をお願い申し上げます。

<重点要望項目>

1. 入所している重症心身障害児についての適正評価について

肢体不自由児施設においては、多くの発達成長期にある重症心身障害児の持っている能力を最大限にのばす対応を担っているのが実情であります。

このような重症心身障害児については、肢体不自由児施設においても重症心身障害児施設におけると同様に、療育及び生命維持のために多くのサポートを必要とするため手厚い人的配置が求められます。このため、職員配置は1対1に近いのが実態であります。

については、そうした職員配置が可能となるような施設給付費の設定についてご配慮をお願いします。

2. 加算措置の拡充について

肢体不自由児施設においては、母子入園、年々増加傾向にある被虐待児や発達障害児への取り組みなど、多様なニーズに対応して専門の職員を配置するなどして支援を行ってきているところであります。

については、多様なニーズに適切に対応するために必要な加算措置を講じていただくようお願いします。

(加算の項目と考え方)

① 乳幼児加算—————従来どおり

② 重度加算————— ”

③ 重度重複加算————— ”

④ 母子入園受入加算

短期間（1か月から3か月）その母親とともに入園させることにより、より適切な療育効果が得られると判定された児童に対し、必要な療育を行い、併せて、家庭復帰後においても一貫した適切な機能訓練等の指導方法を確保することを目的として母子を受け入れ、保育士を含むチームアプローチにより育児・療育プログラムを設定したうえで必要な支援を行っている場合に加算する。

⑤ 心理的ケア加算（被虐待児及び発達障害児対応）

年々増加する被虐待児や発達障害を合併する児を対象として、ペアレントトレーニングの手法を用いて発達障害児への適切な関わり方を保護者に習得してもらうことにより安定的な親子関係を構築することを目的として発達障害児を受け入れた病棟に心理士を配置している場合に加算する。

⑥ 地域生活への移行加算

肢体不自由児施設に入所する児童の1/4は、入園期間が半年以下であるが、一方で入園期間が5年以上の児童は3割強を占めている。

これらの児童の多くは小学校高学年から高校生であるが、家庭の経済的理由や家族の病気などの理由から家族が家庭への受入に消極的であることから、地域の関係機関（市町福祉担当部局、児童相談所、生活支援センター、学校等）との連携を図り、地域移行プログラムを設定するなど、地域生活の実現に向けた取組みを積極的に進めることを目的として体制を整備している場合に加算する。

など